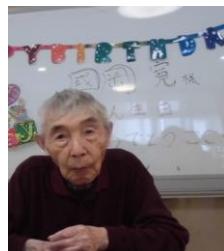


みんな元気で過ごしていま～す！

コロナウィルス収束の見通しが未だに立たず、ご家族におかれましては、入居者様の健康状態等で気になることが多いと思います。そこで、いつもはお手紙やお電話等にてご様子等をお伝えしておりますが、今回は、広報誌で入居者様の元気なお姿を少しでもお伝えできればと思っております。

Eユニットの皆様



Fユニットの皆様



Gユニットの皆様



♪皆様に、ホッとなひと時、お届けします♪

喜らめき・銀河タイムズ

※今回の一面は喜らめき・銀河別紙号です。



社会福祉法人渓仁会 経営理念

- 一. 安心・安全
- 二. 信頼・満足
- 三. 地域に貢献

「介護保険負担限度額の認定」について

定期的にお伝えしております「介護保険負担限度額の認定」について改めて説明いたします。

●介護保険負担限度額の認定とは？

介護保険施設に入居（滞在）すると、介護サービス費用の1割（もしくは2割・3割）負担の他に居住費・食費を負担することになります。しかし、低所得の方については、負担の上限額が定められ、居住費、食費の負担が軽減されます。

●対象となる施設及びサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）以下、割愛させていただきます。

●認定条件

①本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者（※1）が市町村民税非課税

②本人及び配偶者の預貯金等（※2）の資産の額の合計が2,000万円以下

（配偶者がいない場合は、本人の預貯金等の資産の額が1,000万円以下）

※1…配偶者が住民基本台帳、別世帯の場合でも含めます。

※2…預貯金（普通、定期）や有価証券等をいいます。

●料金（当施設の場合）

		食費（日額）	居住費（日額）
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員及び配偶者（※1）が市町村民税非課税で 一定以上の資産がなく、老齢福祉年金を受給されている方	300円	820円
第2段階	世帯全員及び配偶者（※1）が市町村民税で一定以上の資産が なく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額 (※2)の合計が80万円以下の方	390円	820円
第3段階	世帯全員及び配偶者（※1）が市町村民税非課税で一定以上の 資産がなく、利用者負担段階が第1・第2段階以外の方	650円	1310円
第4段階	住民税非課税世帯の方	1392円	2006円

※住民票が別世帯となっている場合及び婚姻届を出していない事実婚の場合も含みます。

※合計所得金額とは実際の収入金額ではなく、年金の所得や給与所得などの合計で、扶養などの控除額を引く前の金額です。なお、合計金額がマイナスの場合は「0円」として計算します。

例年通り6月より申請の準備をする中で、ご家族にご協力をご依頼させていただくとは思いますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。（ご不明の点がございましたら各施設、相談員までお問い合わせ下さい。）

山麓産で「もういっぷん」

今月号より、不定期ではございますが喜らめきの郷、銀河の杜、それぞれの管理栄養士から山麓産の食材を使い、栄養価を考えた簡単に出来る一品をご紹介させて頂きたいと思います。皆様のご家庭で食卓の「もういっぷん」になると幸いです。 今回は喜らめきの郷、森田管理栄養士のアスパラを使った「もういっぷん」アスパラと豚肉の梅マヨ炒めです。

材料

・アスパラ 100g

・豚肉（ばら肉・小間肉どちらでも可）50g

・梅干 1個

・マヨネーズ：大匙1 ☆みりん：大匙1/2

・顆粒だし小匙1/4

作り方

①アスパラは下3cm程の皮をむき斜めに、豚肉は一口大に切る

②梅干は種を取りみじん切りにし、☆の調味料と混ぜ合わせる

③フライパンに②を入れ中火にかけマヨネーズがツツツして

きたら豚肉を入れ炒める

④豚肉に火が通ってきたらアスパラも加え炒める



完 成